公認資格制度の標準化に係る関連諸規程の改正

(改正の主な内容)

- 公認資格標準化の概要
 - 全柔連には現在以下の3種類の公認資格がある。審判員、形審査員、指導員
 - ➤ これらは相互に似て非なる制度となっており、現場の混乱を招いている。本件は、 これらをできる限り標準化するとともに、制度の明確化を図るものである。
 - →公認審判員規程、公認柔道指導者資格制度規程、公認形審査員規程の改正

○ 公認資格標準化の方向

▶ 公認資格の有効要件

資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに有効でなくなることとする。

- ➤ 公認資格の有効期間 用語を統一するとともに、有効期間の定義を明確化する。
- 公認資格の再有効化

資格が有効でなくなった場合に再有効化する要件を明確にする。

具体的には資格の有効要件不備を形式要件不備と実質要件不備に区分する。

- ◆ 形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすこと により資格が再び有効となる。
- ◆ 実質要件不備に関しては、資格が停止または剥奪されることにより有効条件 不備となる。

▶ 会員登録

- ◆ 現在指導員のみ特殊な取り扱いとなっているので、審判員、形審査員と平仄を 合わせる。→登録規程の改正が必要
- ◆ 学校顧問特例資格は、柔道未経験者が生徒を大会へ引率することを目的に実質的にはボランティアで行っているため、登録費を無料としたうえで登録を義務とする。

○ 大学生公認資格取得促進制度の概要

- ▶ 現状では大会・講習会参加、審判・指導者活動等実施のほかに全柔連登録のメリットがなく、これらの活動を行わない者は登録を継続しないケースが多い。
- ➤ これに対応するため、大学生に対し公認資格取得を慫慂し、公認資格の維持を全柔 連登録のインセンティブとしたい。
- ▶ 具体的な取得促進策として、大学生に対し審判員・指導者講習の無料化、公認資格 登録費の無料化を行う。

以上

公益財団法人全日本柔道連盟 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟定款第53条の規定に基づき、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)の会員登録(以下「登録」という。)に関し必要な事項を定める。

(登録の義務)

第2条 本連盟から会員として認定を受けようとする者は、次条に定める会員資格のうちいずれかの 資格で本連盟に登録しなければならない。

(会員資格)

第3条 本連盟の会員資格は、次の各号に掲げるものとする。

なお、個人の会員資格は、本規程第4条に定めるところに従い、原則として、登録をしようとする者が選択することができる。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(個人会員登録)

- 第4条 個人会員資格による登録は、本連盟および加盟団体、その他の下部組織(以下「本連盟等」という。)の主催、共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しようとする者、審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指導的な活動をしようとする者、および本連盟・都道府県柔連(協会)の役員について行う。
 - 2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。
 - 3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者とする。
 - 4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体に所属しなければならない。
 - 5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等(以下「出産・育児等」という。)の特別の事情を有する者が、休会届を提出することにより管轄する団体から休会を認定された者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。

(団体会員登録)

- 第5条 団体会員資格による登録は、本連盟等の事業において、団体名の使用、団体試合への出場等、 団体としての権利を行使しようとする団体について行う。
 - 2. 団体会員資格による登録は、原則として、公認柔道指導者資格を有する指導者がおり、かつ、個人会員登録をした者が複数いる団体について行う。但し、中学校および高等学校において、部活動の顧問が公認柔道指導者資格を有していない場合であっても、所属長(学校長)を団体代表者として団体登録をすることができる。

(公認資格登録)

- 第6条 公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公認資格登録を行う。
 - 2. 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、当該資格は有効でなくなる。
 - 3. 休会員には、前項の規定は適用しない。

(登録の期間)

- 第7条 登録の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。
 - 2. 登録は、会員(個人、団体)の申請により、毎年更新するものとする。

(登録の申請)

- 第8条 登録(登録の更新を含む。以下同じ)をしようとする者は、所定の申請方法で、登録費を添えて、その者の住所(団体の場合は所在地)またはその者の所属する団体の所在地のいずれかを 統括する都道府県柔道連盟(協会)に申請する。
 - 2. 本部会員は、直接本連盟に申請することができる。
 - 3. 前条第2項の定めによる登録の更新の申請は、毎年5月末日までにしなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期限後においても団体・個人登録は毎年2月 末日まで、公認資格登録は毎年9月末日までに申請することができる。

(登録事務の処理)

第9条 登録の申請を受けた都道府県柔道連盟(協会)は、申請の内容を確認の上、速やかにその旨、手続きを行うものとする。

(登録証)

第10条 本連盟は、登録した個人会員に対し、所定の登録証を交付するものとする。登録証の交付は、 登録の申請を受理した都道府県柔道連盟(協会)等が承認後、登録費を納入した個人会員が オンライン登録上で、その旨、手続きを行うものとする。

(二重登録の禁止)

第11条 一つの都道府県柔道連盟(協会)等を通して登録した者は、その登録の有効 期間中は他の都 道府県柔道連盟(協会)等を通して重複して登録することはできない。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第12条 登録した者は、登録の申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、届け出なければならない。

(登録費等)

第13条 登録をする会員(個人、団体)が申請の際に納付すべき登録費の額は、本連盟に納入する分と、都道府県柔道連盟(協会)等に納入する分を合算した金額とする。

2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。

(登録)

会員資格	登録区分	登録費
個人会員	役員等	2,600円
	学校顧問	無料
	社会人	1,600円
	出身校(社会人)	1,600円
	出身校(大学在学中)	1,300円
	大学生	1, 300円
	高校生	1,000円
	中学生	800円
	小学生	500円
	未就学児	無料
	休会員	免 除
	本部会員	10,000円
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円
	大学 (専門学校含む)	2, 500円
	少年(中学生を含む)	1,500円
	少年(小学生・未就学児)	500円
(公認資格登録費)		
資格区分		登録費
審判員	顧問審判員	20,00円(初回のみ)
	Sライセンス審判員	3,000円
	Aライセンス審判員	2,500円
	Bライセンス審判員	1,500円
	Cライセンス審判員	1,000円
指導員		1,000円
形審査員		1,000円

ただし、在学中の者については、公認資格登録費を無料とする。

(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料

600円(年齢にかかわらず一律)

公認指導者賠償責任保険料(任意契約分)

所定の金額

- 3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に 応じ、対応する本連盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府県柔道連盟(協 会)が定めるものとする。
- 4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費はいかなる理由があっても返還しない。
- 5. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。
- 6.登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。

(登録費の免除)

- 第14条 本連盟の理事会が認めた者は、登録費を免除することができる。
 - 2. 休会員は、休会を認定された翌年度から休会期間(1年、2年、3年)に応じた登録費用及び保険料が免除される。

(登録費の特例)

第15条 第8条第2項の定めにより、本部会員に係る登録費の額は、第13条第2項に定める本連盟 納入分の金額とする。

(登録の拒否)

- 第16条 本連盟は、登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を拒 否することができる。
 - (1) 登録の申請に関し、虚偽の申告をしたとき。
 - (2) 申請前1年以内に登録の取消しを受けた者であるとき。
 - (3) 柔道以外の格闘技系競技(プロレス、プライド、K-1等)において、プロ選手または プロコーチとして登録され、または契約している者および登録または契約が終了してか ら、競技者として活動しようとする者にあっては3年間、それ以外にあっては1年間を それぞれ経過していない者であるとき。
 - (4) 過去において倫理・懲戒規定第2条に掲げる違反行為をする等、本連盟の会員としてふ さわしくないと認められる者。

(脱退)

第17条 本連盟の会員であることをやめようとするときは、その者が登録の申請をした都道府県柔道 連盟(協会)を通して、本連盟に脱退届を提出するものとする。

(登録の取消し)

第18条 虚偽の申請に基づき登録したときは、その者の登録を取消すことができる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決裁を経て行う。

附則

- 1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成9年4月1日から一部改正(登録費)して施行する。
- 3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正(登録費と対象)して施行する。
- 4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正(登録の拒否)して施行する。
- 5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正(登録の区分の変更)して施行する。
- 7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正(特別会員の廃止等)して施行する。
- 8. この規程は、平成27年4月1日から一部改正(オンライン登録への変更)して施行する。
- 9. この規程は、平成27年11月30日から一部改正(公認資格登録追加等)して施行する。
- 10. この規程は、平成29年4月1日から一部改正(改廃条文の改正、休会員の新設、登録要領の廃止)して施行する。
- 11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正(登録区分、公認資格登録費変更)し、平成31年度登録から施行する。

旧規程	新規程	2018.12.21. 改正の趣旨
(個人会員登録)	(個人会員登録)	
第4条 個人会員資格による登録は、本連盟および加盟	第4条 同左	
団体、その他の下部組織(以下「本連盟等」という。)の主催、		
共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しよ		
うとする者、審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指		
導的な活動をしようとする者、および本連盟・都道府県柔		
連(協会)の役員について行う。	2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役	公認資格のうち「公認指導者」のみ取
2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役	員等、 公認指導者、 学校顧問)、競技者(社会人、大学生、	り扱いを異にする必要はないので、個
員等、公認指導者、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、	高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。	人登録の区分から「公認指導者」を除
高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。		< ∘
3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人	3. 同左	
講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者と		
する。		
4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体	4. 同左	
に所属しなければならない。		
5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等(以下「出	5. 同左	
産・育児等」という。)の特別の事情を有する者が、休会届		
を提出することにより管轄する団体から休会を認定された		
者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。		
(公認資格登録)	(公認資格登録)	
第6条 審判員の資格を取得した者は役員・指導者登録ま	第6条 公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公	
たは競技者(社会人)登録(Cライセンスは大学生登録も	<u>認資格登録を行う。</u>	する。
可)および審判員資格登録を行う。		
2. 指導者の資格を取得した者は役員・指導者登録および	2. (削除)	
指導者資格登録を行う。	(1)	
3. 形審査員の資格を取得した者は役員・指導者登録およ	3. (削除)	
び形審査員資格登録を行う。		
	2 . 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当	
該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、 <u>当該</u>	該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、 当該	る。項番号整理。

資格を喪失する	<u>်.</u>		資格は有効でな	なくなる。		
5. 休会員は、	前項の規定は適用しない。		<u>3</u> . 休会員 <u>に</u> に	は前項の規定は適用した	2V 1°	文章整理。項番号整理。
(登録費等)			(登録費等)			
第13条 登錄	录をする会員(個人、団体) 7	が申請の際に納	第13条 同点	Ė.		
付すべき登録費	費の額は、本連盟に納入する	分と、都道府県				
柔道連盟(協会	会) 等に納入する分を合算した	た金額とする。				
2. 登録費の	ちち本連盟納入分の額は、登録	緑の種類および	2. 登録費の	うち本連盟納入分の額に	は、登録の種類および	
登録者の区分に	こ応じ、以下に掲げる金額と~	する。	登録者の区分に	こ応じ、以下に掲げるst	€額とする。	
(登録)			(会員資格登錄	<u>录費</u>)		
会員資格	登録区分	登録費	会員資格	登録区分	登録費	
個人会員	役員等	2,600円	個人会員		2,600円	
	公認指導者 (準指導員含む)	2,600円		公認指導者(準指導員	<u> (含む) 2,600円</u>	公認資格のうち「公認指導者」のみ取
	学校顧問	2,600円		学校顧問	無料	り扱いを異にする必要はないので、個
	社会人	1,600円		社会人	1,600円	
	出身校(社会人)	1,600円		出身校(社会人)	1,600円	
	出身校(大学在学中)	1,300円		出身校(大学在学中)	,	
	大学生	1,300円		大学生	1, 300円	けないため無料とする。
	高校生	1,000円		高校生	1,000円	
	中学生	800円		中学生	800円	
	小学生	500円		小学生	500円	
	未就学児	無料		未就学児	無料	
	休会員	免 除		休会員	免 除	
	, , , , , , ,	10,000円		本部会員	10,000円	
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ		団体会員	一般(実業団、道場		
		4,500円			4,500円	
	大学(専門学校含む)				8) 2,500円	
	少年(中学生を含む)	*			8) 1,500円	
(500円			光学児) 500円	
(公認資格登錄	录實)	→\c &¬ -#+	(公認資格登錄	泳費)		
資格区分	₩	登録費	資格区分	⇒ \u □	登録費	
	图			審判員 20,0		
S74	イセンス審判員	3,000円	S フィ	イセンス審判員	3,000円	

Aライセンス審判員2,500円	A ライセンス審判員 2,500円	
Bライセンス審判員 1,500円	Bライセンス審判員 1,500円	
C ライセンス審判員 1,000円	Cライセンス審判員1,000円	
形審査員 1,000円	形審査員 1,000円	
指導者資格にかかる登録費については、上記公認指導者(準	指導員 1,000円	新たに指導員の公認資格登録費を設
指導員含む)登録費2,600円のみである。		ける。
	ただし、在学中の者については公認資格登録費を無料とす	大学資格取得促進のため、在学中は無
	వ .	料とする。
(保険料)障害補償・見舞金制度保険料 600円	(保険料)障害補償・見舞金制度保険料 600円	
(年齢にかかわらず一律)	(年齢にかかわらず一律)	
公認指導者賠償責任保険料(任意契約分)	公認指導者賠償責任保険料(任意契約分)	
所定の金額	所定の金額	
3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額	3. 同左	
は、登録の種類および登録者の区分に応じ、対応する本連		
盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府		
県柔道連盟(協会)が定めるものとする。		
4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費	 4.同左	
はいかなる理由があっても返還しない。		
5. 登録費と同時に納入する「審判員登録費」は、別途定	 5. (削除)	 第2項と重複するため削除する。
める「公認審判員規程」による。		
6. 登録費と同時に納入する「形審査員登録費」は、別途	6. (削除)	第2項と重複するため削除する。
定める「公認形審査員規程」による。)
7. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障	 5 . 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障	項番号整理。
害補償・見舞金制度」による。	害補償・見舞金制度」による。	× 1 × 1 × 1 × 1
8. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理	6. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理	項番号整理。
運営の財源として使用するものとする。	運営の財源として使用するものとする。	7 7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
付則	附則	文言整理
1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。	1. 同左	
2.この規程は、平成9年4月1日から一部改正(登録費)し		
て施行する。		
3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正(登録費	 3.同左	
77612001 1777 - 1 277 2100 3 80 50 1100 5		1

と対象)して施行する。

- 4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正(登録 の拒否)して施行する。
- 5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正(登録の区分の変更)して施行する。
- 7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正(特別 会員の廃止等)して施行する。
- 8. この規定は、平成27年4月1日から一部改正(オンライン登録への変更)して施行する。
- 9. この規定は、平成27年11月30日から一部改正(公 認資格登録追加等) して施行する。
- 10.この規定は、平成29年4月1日から一部改正(改廃条文の改正、休会員の新設、登録要領の廃止)して施行する。

- 4. 同左
- 5. 同左
- 6. 同左
- 7. 同左
- 8. この**規程**は、平成27年4月1日から一部改正(オンライン登録への変更)して施行する。
- 9. この**規程**は、平成27年11月30日から一部改正(公 認資格登録追加等)して施行する。
- 10. この**規程**は、平成29年4月1日から一部改正(改 廃条文の改正、休会員の新設、登録要領の廃止)して施行 する。
- 11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正 (登録区分変更、公認資格登録費変更) し、平成31年度 登録より施行する。

公認柔道指導者資格制度規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)における柔道指 導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普 及・発展に寄与することを目的とする。

第2章 指導者

(指導者の区分)

- 第2条 本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。
 - 2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、第5章で定める。

(指導者の位置付けおよび資格)

第3条 前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。

(1) A指導員

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者。

指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A 指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 (コーチ)を取得することが望ましい。

(2) B指導員

選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 (指導員)を取得することが望ましい。

(3) C指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。

本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

(4) 準指導員

単独での指導は認められないが、A 指導員、B 指導員、C 指導員による選手の指導を補佐できる者。

2. 本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A 指導員、B 指導員、C 指導員が監

督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A 指導員または B 指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

(指導者資格基準)

- 第4条 指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1に定める基準をすべて満たさなければならない。
 - 2. 指導者資格に係る登録、更新の手続きその他の事項については、第4章で定める。

(指導者の義務)

- 第5条 指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導者としてふさわしい言動及び行動を とらなければならない。
 - 2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に必要な講習を受けなければならない。

(指導者資格の有効期間)

- 第6条 A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。
 - 2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

(指導者資格の停止、喪失、有効要件)

- 第7条 指導者(A指導員、B指導員に限る)としての技量が不足していると認めたときは、本連盟は その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。
 - 2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。
 - 3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった 資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1)指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
 - (2)本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登録を除く)。
 - (3) 指導者資格登録をしていること。
 - (4) 指導者資格が停止されていないこと。

(指導者資格の再有効化)

第8条 指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす。
- (2)会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する。
- (3) 指導者資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。

(休会員の指導者資格)

第9条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、指導者資格も有効となる。

(公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム)

- 第10条 A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付けるなどして、資格を明確にして指導することに努めることとする。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努めることとする。
 - 2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、 全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザインおよび装着方法 については、別途定める。
 - 3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者の使用は認めない。
 - 4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者のみとし、その任にある期間の使用を認める。
 - ・全柔連主催の講習会・研修会等における講師
 - ・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講師
 - ・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者
 - ・その他全柔連が特に認める者

(受験料等)

第 11 条 指導者資格審査試験の受験料(講習会受講費を含む。) および更新に係る講習会受講費は別表 2 のとおりとする。

(公認柔道指導者資格制度運用要領)

第 12 条 公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めないものは、公認柔道指導者資格制度運用 要領の定めるところによる。

第3章 資格審查委員会

(中央指導者資格審査委員会)

- 第13条 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。
 - (1) A指導員の資格認定
 - (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定
 - (3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括

- 2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
- 3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満70歳未満とする。

(都道府県指導者資格審査委員会)

- 第14条 次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査 委員会を設ける。
 - (1)中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員、準指導員および「学校 顧問特例資格」の資格の審査と認定
 - (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止
 - (3) A指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦
 - 2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導員および準指導員資格について、第7 条及び第8条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失を行うことができる。
 - 3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5名以上8名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
 - 4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県 を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任 は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。

第4章 登録

(登録手続き)

第 15 条 登録の手続きは、本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

(指導者資格登録有効期間)

- 第16条 指導者資格登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 2. 年度途中に指導者資格の認定を受けた者および指導者資格の停止期間が満了し再有効化の条件 (もしあれば)を満たした者は、すみやかに指導者資格登録の手続きを行うことを推奨する。

(登録の抹消)

第17条 指導者資格が停止または喪失されたときは、指導者資格登録は抹消される。

第5章 学校顧問特例資格

(学校顧問特例資格)

第18条 学校顧問特例資格とは、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会 等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。 2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、 その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。また、原則として2年に1回、 全柔連が指定する講習会(安全指導、基本指導の講習)を受講することを推奨する。

(学校顧問特例資格基準)

- 第19条 以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。
 - (1) 学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。
 - (2) 柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。
 - 2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教員は申請できない。

(学校顧問特例資格認定の手続き)

- 第 20 条 学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。
 - 2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟(協会)に提出する。
 - 3. 本資格の申請料は徴収しない。

(学校顧問特例資格の有効要件)

- 第21条 学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効に なった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1)特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。
 - (2)本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。

第6章 その他

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。
- 3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。
- 4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して施行する。
- 5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して施行する。
- 6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施行する。
- 7. この規程は、平成30年12月10日から、一部改正して施行する。

【別表 1】公認柔道指導者 資格基準

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
登録*	本連盟登録会員であること			
年齢*	Ϋ́ī	満 20 歳以上であること		満 18 歳以上
段位*	三段	以上	二段以上	初段以上
指導経験等*	B指導員資格を取得後2年以上かつ、 C指導員資格取得後8年以上、継続的に指導に関わっていること	C指導員資格取得 後2年以上継続的に 指導に関わってい ること	なし	なし
推薦	都道府県の資格審 査委員会からの推 薦を受けること	_	_	所属登録団体の指導 者(A~C資格保有 者)から推薦を受け ること
試験等	本連盟が実施する 講習会を受講し、資 格審査試験に合格 すること	各都道府県を統括する講習会を受講し、 すること		各都道府県が統括する加盟団体が実施する講習会を受講する こと

^{*}受講時点で基準を満たしていること。(ただし、年齢については満 18 歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満 20 歳になることを停止条件として資格が認定される。)

【別表2】公認柔道指導者資格 資格審查試験受験料·更新講習会手数料

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
資格審查試験受験料	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円
(講習会受講料を含む)	o, 000 🗂	0,000 🗂	4,000 🗂	2,000 🗇
更新講習会手数料	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

⁽注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

	公配朱旦相等有具俗制度风柱の以上	2010.12.21.
旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的	同左	
第1条(目的)	同左	
この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連		
盟」という。)における柔道指導者のさらなる資質の向上		
および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普		
及・発展に寄与することを目的とする。		
第2章 指導者	同左	
第2条(指導者の区分)		【規程整備】
本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導	同左	
員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。		
2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校	2. 前項の指導者のほかに、学校教員を対象とした「学校顧	現行の「学校顧問特例資格制度」は
顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、この規	問特例資格」を設ける。当該資格制度については、 第5章で	規程類としての位置付けが不明なの
程とは別に定めるものとする。	<u>定める。</u>	で、本規程に取り込んで明確化する。
		本制度は学校教員のみに適用される
		ことを明確化する。
第3条(指導者の位置付けおよび資格)		【規程整備】
前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は	前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は	
次のとおりとする。	次のとおりとする。	
(1) A指導員	(1)A指導員	
指導者を養成するために必要とされる <u>程度の</u> 高度な指導力	指導者を養成するために必要とされる高度な指導力を有す	「程度の」を削除し、表現を明確化
を有する者。	る者。	する。
指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟または	指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟または	
その加盟・構成団体が主催する大会において、その出場す	その加盟・構成団体が主催する大会において、その出場する	
るチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、	チームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指	名称変更
A指導員取得者は日本 <u>体育</u> 協会公認スポーツ指導者(コー	導員取得者は日本 <u>スポーツ</u> 協会公認スポーツ指導者(コー	日本体育協会→日本スポーツ協会
チ)を取得することが望ましい。	チ)を取得することが望ましい。	
(2) B指導員	(2)B指導員	
選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。	選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。	

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本<u>体育</u>協会公認スポーツ指導者(指導員)を取得することが望ましい。
(3) C指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。 本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

(4) 準指導員

単独での指導は認められないが、A 指導員、B 指導員、C 指導員による選手の指導を補佐できる者。

本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A 指導員、B 指導員、C 指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会(各都道府県大会のレベルを超える大会)において、A 指導員または B 指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

第4条(指導者資格基準)

指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1 に定める基準をすべて満たさなければならない。

2. 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行うとともに、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、 その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有す る。また、B指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ 指導者(指導員)を取得することが望ましい。 同左

日本体育協会→日本スポーツ協会

同左

同左

2. 削除

【規程整備】

「公認指導者(準指導員含む)」という個人登録区分は廃止される。

3. 前項に定める登録、更新の手続きその他の事項について	2. 指導者資格に係る 登録、更新の手続きその他の事項につ	「公認柔道指導者資格登録規程」を
は <u>別途定める。</u>	いては 第4章で定める。	別途定める実益はなく、却って本規
		程との齟齬を生んでいるため、本規
		程に取り込む。
第5条(指導者の義務)		【規程整備】
指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導	同左	
者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならな		
V,		
2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に	2. 同左	
必要な講習を受けなければならない。		2. と同旨であるため削除する。
3. 有効期間内に、定められた資格更新講習会を受講するも	(3. を削除)	
のとする。		
第6条(指導者資格の有効期間)		【公認資格標準化】
A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期	A 指導員資格、B 指導員資格および C 指導員資格の有効期	現行規定の文言では資格の認定を受
間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、	間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後	けた日からその直後に到来する3月
直後に到来する4月1日から4年後の3月31日までとす	<u>応当日の直後に到来する</u> 3月31日までとする。ただし、有	31日までは有効期間に含まれない
る。ただし、有効期間満了前に本連盟 <u>や各都道府県を統括</u>	効期間満了前に、本連盟 や各都道府県を統括する加盟団体	ことになる。
<u>する加盟団体</u> が指定する更新に係る講習会を受講し、別途	が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条	更新講習会は、本連盟が指定するこ
定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新さ	件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、	ととする。
れるものとし、以後これにならう。	以後これにならう。	
2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を	2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を	
受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から2年	受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月3	
後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連	1日 までとする。ただし、有効期間満了前に、 当該資格を認	
盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る	定する資格審査委員会 が指定する更新に係る講習会を受講	
講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるも	することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後こ	
のとし、以後これにならう。	れにならう。	
第7条(指導者資格の <u>停止、喪失</u>)	第7条(指導者資格の停止、喪失 、<u>有効要件</u>)	【公認資格標準化】
指導者(A指導員、B指導員に限る)が、次の各号の一に	指導者(A指導員、B指導員に限る)としての技量が不足	
該当する場合、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて	していると認めたときは、本連盟は、その指導者資格を期	
停止し、または喪失させることができる。	<u>間を定めて停止し、または喪失させることができる。</u>	

- (1) 本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき
- (2) 資格の有効期間の更新を怠ったとき
- (3) 指導者としての技量が不足していると認めたとき
- 2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査 委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会に より懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒 委員会が行うことができる。
- 2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。
- 3. 指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに 有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つで も欠いたときは有効でなくなる。
 - (1) 指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
 - (2) <u>本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登</u> 録を除く)。
 - (3) 指導者資格登録をしていること。
 - (4) 指導者資格が停止されていないこと。

第8条(指導者資格の回復)

前条に基づき指導者資格を停止され、または喪失した者 は、次に定める手続きにより、指導者資格停止の解除また は再認定を求めることができる。

- (1)指導者資格停止の解除を希望する者は、所定の様式に より各都道府県を統括する加盟団体を経由して本連盟に指 導者資格停止解除の申請を行うことができる。中央指導者 資格審査委員会は申請内容を吟味し、指導者資格停止の解 除の可否を決定する。
- (2)指導者資格を喪失した者は、あらかじめ中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後、あらためて第4条に定める指導者資格基準を満たすことにより、指導者資格の認定を受けることができる。
- (3)資格停止の解除または資格喪失後の再認定に当たっては、審査料として 5,000円を徴収する。

第8条(指導者資格の再有効化)

指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満た すことにより資格が再び有効となる。

- (1) <u>更新しないまま有効期間を徒過したとき。</u>更新の要件を満たす。
- (2) <u>会員登録、資格登録を怠ったとき。</u> 登録する。
- (3) <u>指導者資格が停止されたとき。</u> 停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。

資格の有効要件を明確化する。

【公認資格標準化】

形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効化されることとする。

なお、懲戒処分としての停止は期間 の経過以外には解除されないことと し、喪失は原則として再認定を認め ないこととする。

第 9 条(休会員の指導者資格)		【公認資格標準化】
本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指	本連盟登録規程第4条第5項に定めるところにより、公認	文言を「有効」「有効でない」に統一
導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格	指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資	する。
も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開すると	格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開	
き、停止されていた指導者資格も同時に復活する。	するとき、 指導者資格も有効となる 。	
第10条(公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム)	同左	【規程整備】
A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に		
対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付ける		
などして、資格を明確にして指導することに努めることと		
する。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、		
全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努める		
こととする。		
2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジ	2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジ	指導者養成委員会廃止に伴い、デザ
と柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、全柔連エンブレ	と柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、全柔連エンブレ	インおよび装着方法については、運
ムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザ	ムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザ	用要領で定めることとする。
インおよび装着方法については、 <u>指導者養成委員会で定め</u>	インおよび装着方法については、 別途定める 。	
<u>るとおりとする</u> 。		文言を「有効でない」に統一する。
3. 公認柔道指導員マーク <u>は、A指導員、B指導員、C指</u>	3. 公認柔道指導員マークについては、資格が有効でない者	
導員のみが使用することができる。公認指導者資格を保有	<u>の使用は認めない</u> 。	
しない者、公認指導者資格が停止または喪失中の者の使用		
は認めない。		
4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者	4. 同左	
のみとし、その任にある 期間の使用を認める。		
・全柔連主催の講習会・研修会等における講師		
・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講		
師		
・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者		
・その他全柔連が特に認める者		
第11条(受験料等)	同左	
指導者資格審査試験の受験料(講習会受講費を含む。)およ		

び更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。		
第12条(公認柔道指導者資格制度運用要領)	同左	
公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めないも		
のは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところに		
よる。		
第3章 資格審查委員会	同左	
第13条(中央指導者資格審査委員会)		【規程整備】
次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導	次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導	
者資格審査委員会を設ける。	者資格審査委員会を設ける。	
(1) A指導員の資格認定	(1) A指導員の資格認定	
(2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、	(2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停	
喪失の決定	止、喪失の決定	
(3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した	(3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失し	
者の資格の再認定の決定	<u>た者の資格の再認定の決定</u>	
(4)都道府県指導者資格審査委員会の統括	(3) 都道府県指導者資格審査委員会の統括	
2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の	2. 同左	
委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務め		
る。		
3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命	3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命	頻繁な委員変更の煩をさけるため委
権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員	権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員	員の任期を4年間に延長する。
の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。な	の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。な	委員の年齢として75歳は高齢に過
お、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。	お、任命時における委員の年齢は満 70歳未満とする。	ぎるので、70歳に引き下げる。
第14条(都道府県指導者資格審査委員会)		【公認資格標準化】
次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括す	次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括す	
る加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。	る加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。	
(1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導	(1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導	
員、C指導員および準指導員の資格の審査と認定	員、C 指導員、準指導員 および「学校顧問特例資格」	学校顧問特例資格制度を本規程に取
	の資格の審査と認定	り込んだことにより追加する。
(2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定め	(2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定	
ての資格の停止、喪失資格の停止の解除、再認定	めての資格の停止 <u>、喪失資格の停止の解除、再認定</u>	

(3) A指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦	(3) A 指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推	
	薦	
2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導	2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導員	
員および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定	および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定を	
を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失 <u>及びそ</u>	準用して、資格の期間を定めての停止または喪失 <u>みびその</u>	
<u>の資格停止の解除または再認定</u> を行うことができる。	資格停止の解除または再認定 を行うことができる。	
3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5名以上8名	3. 同左	
以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長		
を務める。		
4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委	4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委	頻繁な委員変更の煩をさけるため委
員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体	員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体	員の任期を4年間に延長する。
の長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続	の長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続	
しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の	しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の	
年齢は満75歳未満とする。	年齢は満75歳未満とする。	
(公認柔道指導者資格制度登録規程)	第4章 登録	
【登録】第1条(目的)	削除	【規程整備】
本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」		第4条第3項で定めているため不
という)公認柔道指導者資格制度規程および本連盟登録規		要。
程に基づき、指導者資格の登録に関することについて定め		
る。		
【登録】第2条(登録義務)	削除	【規程整備】
指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登		第7条の有効要件で整理したため、
録(以下「指導者資格登録」という)の手続きを行わなけ		本条項は不要。
ればならない。		
2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」の更新の手続		
きを行うものとする。		
3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を		
喪失する。		
ただし、7条に該当する者および本連盟が特に認めた場合		
はこの限りではない。		
<u> </u>	<u>I</u>	1

指導 ナであ 条項に
ナであ
 条項に
<u></u> 条項に
条項に
条項に
条項は

	N/LIPA	[// === //r +6 +== //r // .]
【登録】第7条(「指導者資格登録」の猶予申請)	削除	【公認資格標準化】
やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことが		指導者資格登録をしなければ資格が
できない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことに		有効にならないだけなので、猶予制
より、猶予措置を認める。		度は必要ない。
猶予の要件は以下のとおり。		
(1)指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うことが		
できる。		
(2) 猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直		
後に到来する4月1日から4年間とする。		
(3) 猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県		
で定められた更新講習会を受講すること。		
ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイ		
ント加算はできない。		
(4) 前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連に		
おいて審査し決定する。		
【登録】第8条(休会員の指導者資格)	削除	【規程整備】
本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指		第9条と同旨であるため不要。
導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格		
も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開する		
とき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。		
【登録】第9条(補則)	削除	【規程整備】
登録に関する事項でこの規程に定めてないものは、公認柔		第12条と同旨であるため不要。
道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。		
【登録】第10条(規程の改廃)	削除	【規程整備】
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。		第23条と同旨であるため不要。
附則	削除	【規程整備】
1. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。		公認柔道指導者資格制度登録規程は
2. 本規程は、平成29年6月8日から施行する。		廃止されるため、本附則は不要。
(学校顧問特例資格制度)	第5章 学校顧問特例資格制度	
【特例】第1条 <u>(目的)</u>	第18条(学校顧問特例資格)	【規程整備】

学校顧問特例資格とは、大会などの引率「監督」として 学校顧問特例資格とは、学校内での指導を保証あるいは 【特例】第1条と【特例】第4条は、 参加できる資格である。この資格は学校内での指導を保 禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支 内容が重複かつ矛盾しているため、 証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引 援する目的で特例措置として設置するものである。 整理する。 率業務を支援する目的に設置するものである。 2. 有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟ま たはその加盟団体が主催する大会において、その出場す るチームまたは選手の監督を務めることができる。また、 原則として2年に1回、全柔連が指定する講習会(安全 指導、基本指導の講習)を受講することを推奨する。 【特例】第2条(条件) 【規程整備】 第19条(学校顧問特例資格基準) 以下の条件を全て満たす者については柔道の普及発展の 以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校 【特例】第1条と【特例】第2条は、 見地から特例措置として、全国大会等の引率ができるよ 顧問特例資格の認定を受けることができる。 内容が重複かつ矛盾しているため、 うに配慮する。 整理する。 (1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問 (1)学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。 (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待で (2)柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待で きない者 きない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指 ※ ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者が 導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導している いる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、 など、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指 指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が 導者が存在することを推奨する。 存在することが望ましい。 2. 原則として、公認柔道指導者資格を取得可能な教 2. 同左 員は申請できない。 【特例】第3条(認定) 第20条(学校顧問特例資格認定の手続き) 【規程整備】 中央指導者資格審査委員会の委託を受けた、公認柔道指 【特例】第3条と【特例】第5条に 学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程 導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員 で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定す 分かれている認定手続きを統合整理 会で審査し認定する。 る。 する。 2. 認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府 県柔道連盟(協会)に提出する。 3. 本資格の申請料は徴収しない。

削除

【規程整備】

【特例】第4条(権利と義務)

全柔連主催大会等においてB指導員に準ずる権利を有 し、「顧問」「監督」「コーチ」などの資格で、生徒を		第18条に統合整理する。
引率する資格が得られる。		
2. 原則として 2 年に 1 回、全柔連が指定する講習会		
2. 原則として 中に「四、主朱建が相定りる講旨云 (安全指導、基本指導の講習)を受講することが望まし		
い。 【特例】第5条(申請)	第21条(学校顧問特例資格の有効要件)	【規程整備】
申請希望者は所定の申請書を記入のうえ、各都道府県	<u>第21条(子校顧问符例具件の有効安件)</u> 学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされていると	【
		第7条と同目の足めを子仪顧问符例 資格についても定める。
柔道連盟(協会)に提出する。	きに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一	
2. 本資格の有効期間は当該年度末(3月31日)と	つでも欠いたときは有効でなくなる。 (1) 特別姿を必要できた。 ちか 世間 ロロ まること	ただし、学校顧問特例資格には更新
し、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものと	(1) 特例資格が認定され、有効期間内にあること。	の概念がないので、更新に関する定
<u>する。</u>	ただし、本資格の有効期間は当該年度末(3 月 31	めは必要ない。
3. 本資格の申請料は徴収しない。	日)までとし、次年度も継続する際は再度申請手	
	続きを行うものとする。	
/+L-/	(2) 本連盟会員登録(学校顧問)をしていること。	1070 ±6 /#\
(施行期日)	削除	【規程整備】
第6条 この制度は、平成25 年4 月1 日から施行する。		学校顧問特例資格制度は廃止される
2. この制度は、平成27 年4 月1日から、一部改正し		ため、本附則は不要。
て施行する。		
	第6章 その他	
第15条(改廃)	<u>第22条</u> (改廃)	【規程整備】
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。	この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。	条番号を修正する。
第16条(施行期日)	附則	【規程整備】
この規程は、平成25年4月1日から施行する。	同左	他の規程と平仄を合わせて施行期日
2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して	同左	は附則で定める。
施行する。		
3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して	同左	
施行する。		
4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して	同左	
施行する。		

Г		
5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して	同左	
施行する。		
6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施	同左	
行する。	7.この規程は、平成30年12月10日から一部改正して	
	施行する。	
第17条(特例措置)	削除	【規程整備】
この規程とは別に定められた特例措置に基づき、この規程		対象期間が終了しているため削除。
の施行期日をもってA指導員、B指導員およびC指導員資		
格の認定を受ける者については、この規程の施行期日をも		
って、この規程が適用される。ただし、第6条第1項の定		
めにかかわらず、当該特例措置に基づきC指導員資格の認		
定を受けた者の最初の有効期間に限り、この規程の施行期		
日から3年間とする。		
第18条(経過措置)	削除	【規程整備】
第3条に定める各指導者の資格(大会監督に係る資格等の		対象期間が終了しているため削除。
制限)に関する定めは、平成28年4月1日から適用する		
ものとする。		
別表 1	別表 1	【大学生向け C 指導員・C 審判員養
欄外	欄外	成講習対応】
*受講時点で基準を満たしていること	*受講時点で基準を満たしていること <u>(ただし、年齢につい</u>	大学卒業までにB指導員資格を取得
	ては満18歳以上であれば受講することはできるが、その	することを目標にする。
	場合は満20歳になることを停止条件として資格が認定さ	
	<u>れる)</u>	
別表 2	別表 2	【公認資格標準化】
資格復活審査料	削除	復活の概念がなくなることに対応す
		る。
	(注) 本連盟会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金と	【大学生向け C 指導員・C 審判員養
	<u>することができる。</u>	成講習対応】
		大学生向け講習会は無料とする。

公認審判員規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。

第2章 審判員

(審判員)

- 第3条 審判員とは、次のとおりとする。
 - (1) Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) Aライセンス審判員

本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) Bライセンス審判員

地区柔道連盟(連合会・協会)が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) C ライセンス審判員

都道府県柔道連盟(協会)およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる 資格を有する者

(選考と管轄)

- 第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。 (別表1参照)
 - (1) Sライセンス審判員は、本連盟が行なう
 - (2) Aライセンス審判員は、本連盟が行なう
 - (3) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟(連合会・協会)が行なう
 - (4) C ライセンス審判員は、都道府県柔道連盟(協会)が行なう

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

- 2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟(協会)を経由して管轄する団体に届けるものとする。
- 3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
- 4. 審判員の服装は、別に定める。
- 5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。(ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない)

6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。 その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくと も2年に1度、出席しなければならない。

(審判員資格の停止、喪失、有効要件)

- 第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として 相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または 喪失させることができる。
 - 2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効と なった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1) 審判員資格が認定され、有効期間内にあること
 - (2)本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除く)
 - (3) 審判員資格登録をしていること
 - (4) 審判員資格が停止されていないこと

(審判員資格の再有効化)

- 第7条 審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。
 - (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
 - (2)会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
 - (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす

(休会員の審判員資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を 認められた場合、審判員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開 するとき、有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる。

(審判員資格の有効期間)

- 第9条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応 当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ有効期間を 更新することができる。
 - 2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日 の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間 を更新することができる。

(審判員の定年)

第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)とする。

(試験)

第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。

(費用)

第 12 条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費(更新を含む)、研修会受講料は別表 2 のとおりとし、その都度納付するものとする。

(審判の実施)

- 第 13 条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本連盟の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。
 - 2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、 前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審 判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、本連盟が前項 に準じて審判員の一部を派遣することができる。
 - 3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

第3章 顧問審判員

(顧問審判員)

- 第 14 条 顧問審判員とは、年齢 6 5 歳以上かつ男性は 7 段以上、女性は女子 5 段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢 6 0 歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。
 - 2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。

(顧問審判員の義務等)

- 第 15 条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初 年度のみ納付する。
 - 2. 第5条および第6項乃至第8条の規定は、顧問審判員について準用する。

第4章 その他

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。

附則

- 1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。
- 3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。
- 4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施 行する。
- 5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。
- 6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。
- 7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。
- 8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。(休会員の審判員資格を追記)
- 9. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。

区分	ライセンス	S	A	В	С
	①年齢 ※1	30歳以上 満58歳まで	28歳以上 満55歳まで	2 5歳以上	20歳以上
(1) 受験資	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
資 格	③ 新 経験	「A」取得者の中から 選考する。	「B」取得後3年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	の審判経験を有し、そ	都道府県において本連 盟登録をし、かつ講習 会に出席し、許可され た者とする。
(2	試験方法	本連盟審判委員会選考 審査部会において審議 ・選考する。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	本連盟審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官3名以上がこ れにあたる。試験官は 審判委員会委員、Sラ イセンス審判員の中か ら指名される。 地区以上が主催する大 会において審査する。 受験回数は年1回とす る。	習会に出席し、その主	都道府県における講習 会等に出席し、その地 域において審査する。
(3)	試験内容	実技審査を行う。	筆記および実技審査を行	· う。	

※1:年齢は、資格認定当日の年齢とする。

公認審判員規程(別表2)

平成30年12月10日改正

項目	顧問	S	A	В	С	備考
受験料		なし	5,000円	3, 000 円 以下	2,000円 以下	試験を受ける時 (1回につき)
研修会受講科		5,000円	5,000円	3, 000 円 以下	2,000円 以下	研修会受講時
登録費	20,000円	3,000円	2,500円	1,500円	1,000円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・C ライセンスの 1/2 は本連盟納入分)

※1:年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

※2:講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。

※3:会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

		2018.12.21.
旧規程	新規程	改正の趣旨
第1章 目的		
(目的)	(目的)	【規程整備】
第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下	第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下	他の規程と文言を合わせる。
「全柔連」という。)の公認審判員の制度を定め、公認審判	「本連盟」という。)の公認審判員の制度を定め、公認審判	
員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。	員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。	
(定義)	同左	
第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および		
顧問審判員をいう。		
第2章 審判員		
(審判員)	(審判員)	【規程整備】
第3条 審判員とは、次のとおりとする。	第3条 審判員とは、次のとおりとする。	他の規程と文言を合わせる。
(1)Sライセンス審判員	(1)Sライセンス審判員	
特に技能が優秀であり、全柔連が主催、主管する全国的大	特に技能が優秀であり、 本連盟 が主催、主管する全国的大	
会の審判員となる資格を有する者	会の審判員となる資格を有する者	
(2)Aライセンス審判員	(2)Aライセンス審判員	
全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格	本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格	
を有する者	を有する者	
(3)Bライセンス審判員	(3)Bライセンス審判員	
地区柔道連盟(連合会・協会)が主催、主管する大会の審	地区柔道連盟(連合会・協会)が主催、主管する大会の審	
判員となる資格を有する者	判員となる資格を有する者	
(4)Cライセンス審判員	(4)Cライセンス審判員	
都道府県柔道連盟(協会)およびその加盟団体が主催、主	都道府県柔道連盟(協会)およびその加盟団体が主催、主	
管する大会の審判員となる資格を有する者	管する大会の審判員となる資格を有する者	
(選考と管轄)	(選考と管轄)	【規程整備】
第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。(別表	第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。(別表	他の規程と文言を合わせる。
1 参照)	1 参照)	
(1)Sライセンス審判員は、全柔連が行なう	(1)Sライセンス審判員は、 <u>本連盟</u> が行なう	
(2)Aライセンス審判員は、全柔連が行なう	(2)Aライセンス審判員は、 <u>本連盟</u> が行なう	
(3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟(連合会・協会)	(3) B ライセンス審判員は、地区柔道連盟(連合会・協会)	

が行なう

(4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟(協会)が行なう

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、全柔連登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

- 2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道 府県柔道連盟(協会)を経由して管轄する団体に届けるもの とする。
- 3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス任期終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
- 4. 審判員の服装は、別に定める服装規定による。
- 5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。(ただし、全柔連またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない)
- 6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

が行なう

(4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟(協会)が行なう

(審判員の義務)

第5条 審判員は、**本連盟**登録および審判員登録を毎年 更新するものとする。

- 2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟(協会)を経由して管轄する団体に届けるものとする。
- 3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス**有効期間**終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
- 4. 審判員の服装は、別に定める。
- 5. <u>Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1</u>度試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。(ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない)
- 6. Sライセンス審判員は、本連盟が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

【公認資格標準化】

他の公認資格と文言を統一する。

服装は内規で定めることとする。

Sライセンス審判員については審判活動を義務とし、その他の審判員については審判活動を努力義務とする (実際に審判活動ができる大会等が限られているため)。

(審判員資格の停止、喪失等)

第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める 義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や 不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、 または喪失させることができる。

(審判員資格の停止、喪失、有効要件)

第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める 義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や 不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、 または喪失させることができる。

- 2. <u>審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つで</u>も欠いたときは有効でなくなる。
- (1)審判員資格が認定され、有効期間内にあること。
- (2)本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除く)。
- (3)審判員資格登録をしていること。
- (4)審判員資格が停止されていないこと。

【公認資格標準化】

資格の有効要件を明確化し、要件を 欠いた場合は直ちに資格が有効でな くなることとする。

(審判員資格の回復)

第7条 前条に基づき審判員資格を停止され、または喪失 した者は、次に定める手続きにより、審判員資格停止の解除 または再認定を求めることができる。

- (1)審判員資格停止解除を希望する者は、所定の様式により各ライセンスを管轄する団体に審判員資格停止解除の申請を審査料 5,000 円を添えて行うことができる。申請を受けた団体は申請内容を吟味し、審判員資格停止解除の可否を決定する。
- (2)審判員資格を喪失した者は、以前の審判員資格がどのライセンスであっても、Cライセンスから再受験しなければならない。各試験を管轄する団体は当該受験者が審判員資格を喪失した理由等も考慮して合否判定をしなければならない。

(休会員の審判員資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に<u>停止される</u>。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた審判員資格も同時に復活する。

(審判員資格の再有効化)

第7条 **審判員資格が有効でなくなったときは、以下の 要件を満たすことにより資格が再び有効となる。**

- <u>(1)</u> 更新しないまま有効期間を徒過したとき。 更新の要件を満たす。
- <u>(2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。</u> 登録する。
- (3) 資格が停止されたとき。 停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。

【公認資格標準化】

資格の有効要件不備を形式要件不備 (有効期間徒過、登録未済)と実質 要件不備(技量不足、相応しくない 言動、不適切な行動)に区分する。 形式要件不備により資格が有効でな くなった場合は、形式要件を満たす ことにより資格が再び有効となる。

(休会員の審判員資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に**有効でなくなる**。また、休会員が個人登録を再開するとき、**有効でなくなっていた**審判員資格も同時に**有効になる**。

【公認資格標準化】

他の規程と文言を合わせる。

(審判員の任期)	(審判員資格の有効期間)	【公認資格標準化】
第9条 Sライセンス審判員の任期は2年間とし、管轄す	(番門貝真相やの日の雰囲) 第9条 Sライセンス審判員 資格の有効期間は、当該資	用語を「資格の有効期間」に統一す
る団体が審査のうえ更新することができる。	格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来	5.
	する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ有	る。 有効期間の始期、終期を厳密に定義
	効期間を 更新することができる。	する。
 2. Aライセンス審判員、Bライセンス審判員およびCライ	2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受) 50
センス審判員の任期は4年間とし、管轄する団体が審査の	けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31	
うえ更新することができる。	日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間	
	を更新することができる。	
(審判員の定年)	同左	
第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後		
の年度末 (3月31日) とする。		
(試験)	同左	
第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりと		
する。		
(費用)	同左	
第12条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費		
(更新を含む)、研修会受講料は別表2のとおりとし、その		
都度納付するものとする。		
(審判の実施)	(審判の実施)	【公認資格標準化】
第13条 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判は、全	第13条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本	他の規程と文言を合わせる。
柔連の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはA	連盟 の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはA	
ライセンス審判員が行う。	ライセンス審判員が行う。	
2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学	2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学	
校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則	校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則	
として主催する団体において選考したSライセンス審判	として主催する団体において選考したSライセンス審判	
員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。	員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。	
ただし、全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣するこ	ただし、 本連盟 が前項に準じて審判員の一部を派遣するこ	
とができる。	とができる。	
3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選	3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選	
考した審判員が行う。	考した審判員が行う。	
第3章 顧問審判員		

(顧問審判員)	(顧問審判員)	【公認資格標準化】
第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段	第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段	他の規程と文言を合わせる。
以上、女性は女子5段以上の者から、全柔連が選考のうえ認	以上、女性は女子5段以上の者から、本連盟が選考のうえ認	
定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希	定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希	
望があれば選考の対象とする。	望があれば選考の対象とする。	
2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ラ	2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ラ	
イセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請され	イセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請され	
た場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、	た場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、	
審判員として活動することができる。ただし、審判員として	審判員として活動することができる。ただし、審判員として	
の活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月3	の活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月3	
1日)までとする。	1日)までとする。	
(顧問審判員の義務等)	(顧問審判員の義務等)	【公認資格標準化】
第 15条 顧問審判員は、全柔連登録および顧問審判員登録	第15条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録	他の規程と文言を合わせる。
を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。	を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。	
2. 第5条第2項から第6項の規定は、顧問審判員について	2. 第5条 および第6条乃至第8条 の規定は、顧問審判員に	資格の有効要件を準用範囲に加え
準用する。	ついて準用する。	る。
第4章 その他		
(改廃)	同左	
第16条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の		
承認を得て行なうものとする。		
付則	附則	
1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。	1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。	
2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行す	2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行す	
る。	る。	
3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行す	3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行す	
る。	る。	
4.この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記	4.この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記	
の日(平成24年4月1日)から施行する。	の日(平成24年4月1日)から施行する。	
5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行す	5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行す	
る。	る。	
6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行す	6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行す	
る。	る。	

7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行す	7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行す	
る。	る。	
8.この規程は、平成29年10月2日から改正して施行す	8.この規程は、平成29年10月2日から改正して施行す	
る。(休会員の審判員資格を追記)	る。(休会員の審判員資格を追記)	
	9. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行	
	する。	
別表 1		
	別表中「全柔連」とあるを「本連盟」とする。	
※1:年齢は、試験当日の年齢とする	※1:年齢は、 <u>資格認定</u> 当日の年齢とする	【大学生資格取得推進】
別表 2		【公認資格標準化】
	別表中「審査料」を削除する。	資格停止解除という概念はなくな
	※会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすること	る。
	ができる。	【大学生資格取得推進】

公認形審查員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)の公認形 審査員(以下「審査員」という。)の制度を定め、形審査員の養成とその資質の 向上を図ることを目的とする。

(審査員の名称および資格)

- 第2条 審査員の名称および資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認 定する。
 - (1) 審査員(投の形)
 - (2) 審査員(固の形)
 - (3) 審査員(極の形)
 - (4) 審査員(柔の形)
 - (5) 審查員(講道館護身術)
 - (6) 審査員(五の形)
 - (7) 審査員(古式の形)

(管轄)

第3条 前条の審査員の管轄については、本連盟が行う。

(審査員資格の停止、喪失、有効要件)

- 第4条 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、教育普及・MIND 委員会形部会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものとする。
 - ① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき
 - ② 審査員としての義務を怠ったとき
 - ③ 審査員として相応しくない言動をとったとき
 - ④ その他審査員として不適格と認めたとき
 - 2. 審査員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一 旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1) 審査員資格が認定され、有効期間内にあること。
 - (2) 本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除く)。
 - (3) 審査員資格登録をしていること。
 - (4) 審査員資格が停止されていないこと。

(審査員資格の有効期間)

- 第5条 審査員資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直 後に到来する3月31日までとする。
 - 2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新することができる。

(審査員の義務等)

- 第6条 審査員は、本連盟登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。
 - 2. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよう努めなければならない。
 - 3. 審査員は本連盟が主催する審査員研修会に出席しなければならない。

- 4. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、本連盟に届け出なければならない。
- 5. 審査員の服装は、別に定める。

(審査員資格の再有効化)

- 第7条 審査員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が 再び有効となる。
 - (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
 - (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
 - (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす

(休会員の取り扱い)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、審査員が個人会員登録の休会を認められた場合、審査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同時に有効となる。

(試験)

第9条 審査員に関する試験は、別記1に定める。

(費用)

第10条 審査員に関する試験の受験料、登録費(更新を含む)、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。

別記1 受験資格

- (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。
- (2) 段位は六段(女子においては四段)以上を有する者。
- (3) 年齢40歳以上の者。

試験は、実技(演技)、理論(筆記)、審査(採点)により、形ごとに行う。

別記2 費用

項目	金額	備考
受験料	2,000円	1回につき
登録費	1,000円	毎年
研修会費	3,000円	更新時

附則

- 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。

		2018.12.21.
旧規程	新規程	改正の趣旨
(目的)	(目的)	【規程整備】
第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以	第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以	他の規程と文言を合わせる。
下「全柔連」という。)の公認形審査員(以下「審査員」	下「 本連盟 」という。)の公認形審査員(以下「審査員」と	
という。) の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向	いう。)の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向上を	
上を図ることを目的とする。	図ることを目的とする。	
(審査員の名称および資格)	同左	
第2条 審査員の名称および資格は、次の各号に掲げ		
るとおりとし、全柔連がこれを認定する。		
(1) 審査員(投の形)		
(2) 審査員(固の形)		
(3) 審査員(極の形)		
(4) 審査員(柔の形)		
(5) 審査員(講道館護身術)		
(6) 審査員(五の形)		
(7) 審査員(古式の形)		
(管轄)	(管轄)	【規程整備】
第3条 前条の審査員の管轄については、全柔連が行	第3条 前条の審査員の管轄については、 <u>本連盟</u> が行	他の規程と文言を合わせる。
う。	う。	
(審査員の義務等)	(審査員資格の停止、喪失、有効要件)	【公認資格標準化】
第4条 審査員は、指導者登録と合わせて審査員登録	第4条 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、教	資格の有効要件を明確化し、要件を
を毎年更新するものとする。	育普及・MIND 委員会形部会は審査員の資格を停止し、また	欠いた場合は直ちに資格が有効でな
2. 審査員は全柔連が主催する審査員研修会に出席しな	は喪失させるものとする。	くなることとする。
ければならない。	① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき	
3. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動につ	② 審査員としての義務を怠ったとき	
いて、全柔連に届け出るものとする。	③ 審査員として相応しくない言動をとったとき	
4. 審査員の任期は4年とし、任期を終了した者について	④ その他審査員として不適格と認めたとき	
は、審査のうえ更新することができる。	2. 審査員資格は、以下の要件が全て満たされているとき	
5. 審査員の服装は、別に定める服装規程のとおりとす	に有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一	
る。	つでも欠いたときは有効でなくなる。	

6. 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、形特別委	(1)審査員資格が認定され、有効期間内にあること。	
員会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものと	(2) 本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除	
する。	<).	
①特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき	<u>^ ^ ^ </u>	
②更新手続きをしないとき	(4)審査員資格が停止されていないこと。	
③審査員としての義務を怠ったとき	(十) 田旦民民間の行立これのです。	
④審査員として相応しくない言動をとったとき		
⑤その他審査員として不適格と認めたとき	 (審査員資格の有効期間)	【公認資格標準化】
一 の で の 他 番 耳 真 と し て 介 過 情 と 応 め たこと さ	<u>〈番垣貝貝竹の行の物间</u> / 第5条	
	日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日ま	
		-
	でとする。	有効期間の始期、終期を厳密に定義
	2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新すること	する。
	ができる。	VIII des de LUI
	(審査員の義務等)	【規程整備】
	第6条 審査員は、本連盟登録と合わせて審査員登録を	
	毎年更新するものとする。	5項、第6項に定める審査員の義務
	2. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよ	をまとめる。
	う努めなければならない。	
	3. 審査員は <u>本連盟</u> が主催する審査員研修会に出席しなけ	
	ればならない。	
	4. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動につい	
	て、 <u>本連盟</u> に届け出 <u>なければならない</u> 。	
	5. 審査員の服装は、別に定める。	服装は内規で定めることとする。
(新設)	(審査員資格の再有効化)	【公認資格標準化】
	第7条 審査員資格が有効でなくなったときは、以下の	形式要件不備により資格が有効でな
	要件を満たすことにより資格が再び有効となる。	くなった場合は、形式要件を満たす
	(1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。	ことにより資格が再び有効となる。
	更新の要件を満たす。	
	(2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。	
	登録する。	
	(3) 資格が停止されたとき。	
	停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。	

(新設)	(休会員の取り扱い) 第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところに より、審査員が個人会員登録の休会を認められた場合、審 査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登 録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同 時に有効となる。	【公認資格標準化】 他の規程に合わせて新設する。
(試験) 第5条 審査員に関する試験は、別記1に定める。	(試験) 第 9 条	条番号整理
(費用) 第6条 審査員に関する試験の受験料、登録費(更新を含む)、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。	(費用) 第 <u>10</u> 条	条番号整理
別記1 受験資格 (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。 (2) 段位は六段(女子においては四段)以上を有する者。 (3) 年齢40歳以上の者。 試験は、実技(演技)、理論(筆記)、審査(採点)により、形ごとに行う。	同左	
別記2費用項目金額備考受験料2,000円1回につき登録費1,000円毎年研修会費3,000円更新時附則	同左 附則	
1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。	1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施 行する。	